独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	三浦工業株式会社		コード	6005
提出日	2021/6/3	異動（予定）日	2021/6/29	
独立役員届出書の提出理由	2021年6月に開催される定時株主総会の決議事項として、 小池達子氏の社外取締役新任が付議され、 それに伴い山本卓也氏が社外取締役を退任するため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	樋口建史	社外取締役	○													○		有
2	佐伯直輝	社外取締役	○								△							有
3	安藤吉昭	社外取締役	○													○		有
4	小池達子	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	樋口建史氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、行政機関等で要職を歴任され、豊富な経験と高度な専門知識、海外での知見を有しております。経営全般、特に海外での事業拡大を目指す当社の経営に適切な助言や監督等をすることを期待し、社外取締役として選任いたしました。また、独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員と指定いたしました。
2	佐伯直輝氏は、2012年6月までえひめ有限責任監査法人に所属しておりました。 当社は、2013年3月期まで有限責任監査法人トーマツおよびえひめ有限責任監査法人に共同監査を依頼しておりましたが、2014年度以降、有限責任監査法人トーマツに対してのみ会計監査を依頼しております。	佐伯直輝氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として監査、会計、税務等企業実務に精通しており、業務執行の適法性確保及び幅広い経験と見識に基づいた中立的な立場から業務執行に対する監督ができるものと期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員と指定いたしました。
3	該当なし	安藤吉昭氏は、コニカミノルタ株式会社で2007年4月から執行役、2010年6月から取締役常務執行役CFOの職責を担っており、経営全般において十分な見識を有しております。また、同社で2014年4月から監査委員会委員、報酬委員会委員、指名委員会委員を務めており、候補者は知見と見識を活かし当社の経営に対する監督ができるものと期待し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。同氏は、当社の取引先であるコニカミノルタ株式会社に2018年6月まで在籍しておりましたが、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の0.01％を超えておりませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断し、当社取締役会において独立役員と指定いたしました。
4	該当なし	小池達子氏は、、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。アナウンサーとして培われた経験や幅広い見識に加え、他社における社外取締役としての企業経営の知見から様々な視点でのアドバイスを期待し、かつ高い倫理観、公正・公平な判断力をもって業務執行に対する監督ができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員と指定いたしました。

4．補足説明

金融商品取引所が定める独立性基準に加え、独自に次の基準を定めております。
1. 現在又は過去3年以内において当社の取引先又はその業務執行者である場合は、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の2%を超えない。
2. （1） 現在又は過去3年以内において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円を超えない。
（2）現在又は過去3年以内において当社からコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円又は当該団体の直近の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えない。
3. 現在又は過去3年以内において当社から寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当社から得ている財産額が当該団体の直近の年間収入の2%を超えない。
4. 相互に株式を保有している会社に所属する者でない。
5. 役員を相互に派遣している会社に所属する者でない。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2 役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5 独立役員の選任理由を記載してください。